

鳥取市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第36号

鳥取市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

鳥取市簡易水道事業給水条例（昭和34年鳥取市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第5 国府町谷の一部、国府町糸谷の一部、国府町玉銚、国府町麻生、国府町広西、国府町庁、国府町町屋、国府町宮下の一部、国府町中郷、国府町国分寺、国府町法花寺、国府町三代寺の項を削る。

別表第6中「国府町岡益」の次に「、国府町谷の一部」を加え、「国府町糸谷の一部」を「国府町糸谷、国府町玉銚、国府町麻生、国府町広西、国府町町屋、国府町庁、国府町中郷、国府町国分寺、国府町法花寺、国府町三代寺、国府町宮下の一部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市簡易水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の定例日後（同日前において水道の使用

を止めた場合にあつては当該使用を止めた日) に計量した使用水量に係る料金の額の算定から適用し、施行日以後最初の定例日以前に計量した使用水量に係る料金の額の算定については、なお従前の例による。